

第48回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

令和4年5月31日（火）午前10時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマに関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

令和4年11月29日（火）午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	市	本	昭	彦
同	奥	野	寿	則
同	奥	村	吉	郎
同	阪	本		勝
同	島	崎		剛
同	竹	下	美	保
同	田	代	滉	貴
同	鶴	岡	良	孝
同	野	村	安	秀
同	濱	田		弘
同	三	木	良	一
同	水	舟	雪	枝
同	米	山	毅	一郎
同	渡	邊	佳	苗

(五十音順)

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に裁判所から、裁判員制度について、御説明させていただきます。

[裁判所からの説明]

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

ただいま、裁判所から裁判員制度の制度概要及びその選任手続について、広報活動等を踏まえて御説明いただきました。

本日、広報活動等を盛んにして国民の裁判員制度に対する関心等をいかに維持強化するかについて忌憚のない意見を全ての委員の皆様からお伺いしたいと思います。

A委員

私は弁護士をしていますが、最近では刑事弁護はやっておりません。ですから、あまり弁護士の立場として申し上げることもないので、弁護士会で実施している広報活動については幾つか紹介させていただきます。

弁護士会の委員会の中に法教育委員会というものがあり、例えば小学校、中学校、高校に対して講師派遣ということをやっております。ただ、テーマは刑事裁判に限らず、学校とも相談しながら講師の方と相談して決めることとなります。

あとは、弁護士が付き添って刑事裁判を傍聴させていただいているケースがあります。

それから、ジュニアロースクールといって、これは大学と弁護士会が共催で行っ

ているもので、対象は高校生を中心とし、年1回ぐらいはやっているようで、これも過去のケースを見ると刑事裁判に関して討論してもらったこともあるようです。

最後に、日本弁護士連合会が実施しているものとして、高校生模擬裁判選手権があります。これは全国的に高校生が検察官役、弁護士役に分かれて模擬裁判を行うものであり、昨年度であれば、岡山も私立高校2校から参加の申込みがあったので、出場するに当たって、弁護士が支援アドバイスをしたと聞いております。

B委員

感想めいた話にはなるのですが、日本社会は超高齢化社会というふうに言われていて、高齢化が避けられないということになってくると、裁判員候補者を実際に確保していくということがなかなか難しくなっていくことは避けられないことだと思っています。そういう意味で、若年層により高い関心を持ってもらう必要があるのだらうと思っています。

若年層には、我々の感覚とは違う行動変容みたいなものがあって、何を基準に行動しているのかというところが我々も見えないところがあります。例えば一つ何か物事を決めるにしても、文書で書かれたものから何かきっかけをつかむのか、あるいは、スマートフォン上で得られる情報から何かきっかけをつかむのかというところでは、むしろ後者の方が大きくなっていくのかなという感じがいたします。

裁判所の広報活動、民事裁判の分野でもデジタル化ということが言われていますけれども、裁判所の広報という意味でもデジタルということも意識しつつ何か工夫をしていく余地がないのかなということは何となく感じています。具体的にこうすればいいというわけではないのですが、そういった視点も交えながら若者に何か訴えかけていけるようなきっかけみたいなものがあればいいなと思ってはいるんですけれども、非常に漠然としたものです。できれば、今日、お越しいただいた委員の方々からそういったところについてもお知恵をいただければと感じておるところでございます。

C委員

実は、このお話をいただいてちょうど昨日、若い人と話す機会がありまして、アンケートをとりました。我々の関連の大学で法律関係を全然知らない学生66人にアンケートをとったところ、制度を知っていたかどうかを聞きましたら7割が知っていました。それから、中身は知らなかったけど名前は知っていたという学生が3割いました。全然知らなかった学生は1人しかいなかったということで、私は逆にびっくりしました。

裁判員制度そのものは若い人は知っているんだなというふうに思いました。4年生ですから22歳、21歳ぐらいなのでしょうけれども。それで、参加してみたいのかというもう一つの質問をしましたら、参加してみたいという学生が52%、参加したくないという学生が35%、内容を知らないので判断できないという学生が12%ぐらいです。

おもしろかったのは、中身を知っているんだけど参加したくないという方も結構いらっしゃいます。コメントを求めましたら、参加して後で恨みを買いたくないのでという正直な感想や、身辺警護は大丈夫なのかとかいう感じの質問がありました。

それから、広報についてですが、この機会に聞いてみましたが、今まで病院の先生を講師にする市民公開講座とかそういうものやってきたのですが、次第に、ウェブに移行しているとのことでした。また、動画配信を一生懸命力を入れているというような話もありました。

この制度そのものを若い人に知らしめるにはどうしたらいいのかというのは、私も回答がなかなか申し上げられないのですが、大学とか高校のところに出前講座に行くとか、リンクを貼り付けるだけでもいいのかなという気はいたしますが、割とアニメ的なものも活用しながら案内されたらどうかなというのが、私の感想というか意見でございます。

D委員

先ほど説明があった点について、個人的に非常に気になるところを申し上げますと、「裁判員制度の運用に関する意識調査」で以前に比べて興味や関心が増したという層が減っているということがグラフに表れているということですね。これをどう評価するのか。

制度が発足した当時というのは、皆さん、関心を持っているし、我々も積極的にPRをしているというようなことだったわけなのですが、時代が積み重ねることによって安定期を迎えるということ。でも、実際どうなのでしょうかというようなことに注意しなければならないと思っているところなのです。

もう1点。このグラフというのは、令和元年度までのグラフです。令和元年度以降何があったかということは皆さん承知されているとおりで、まさに、コロナ禍というのが令和2年、令和3年、今、令和4年を迎えているというようなことです。先ほど紹介した裁判所の広報活動というような点についても、コロナ禍の制約のためできなくなってしまったというようなものもあるわけです。

ただ、コロナ禍をきっかけに世間一般的にはオンラインを活用したり、ウェブを有効活用するようになり、特に、若い人はそういったものに関心が高く我々よりもなじみがあるということもありますので、そういった面も見ていかなければならないのかなと思っていますところ。です。

皆さんの目から見ると裁判所は遅れているのではないかと感じるようなところもあるんじゃないかと思しますので、そういった点も含めて率直な御意見を、あるいは感想をお聞かせいただければと思っていますところ。です。

E委員

企業の総務の責任者をさせてもらっております。直近の担当者にいろいろと話を聞くと、私どもの就業規則では裁判員裁判として参加する場合、特別休暇が与えら

れますが、ここ5年ぐらいで候補者が1年に1人ぐらい出ています。私どもが抱えている従業員は、地方を含めると1,040人程度、岡山県だけでいうと千人弱ぐらいいますが、千人ぐらいのところで年間1人当たるか、当たらないかというような確率です。

その中で、候補者が、総務担当者に対し、都度相談に行くようです。会社としては特別休暇が与えられているので、率先して参加できるのであればお願いしますと伝えていますが、先ほども説明したとおり、聞いてくるぐらいなので、正直余り浸透していないというのが私の率直な感想です。

最近の若い人の傾向を見ていると、社会貢献ですとか社会参加というのは意識としては非常に高いなと思います。

直近の例でいうと、コロナではないですけども西日本の水害ですね。あのときにボランティアに会社で行かせてほしいとか、休暇が欲しいという申出がありました。しかし、会社としては、危険性等がよく分からない中で判断はできなかったの、個人判断でやって欲しいということ、行くのであれば、事前に連絡が欲しいという話をしました。

今後、意識が高い人が増えてくるのではないかなというところで、会社としてはもうちょっとフォローしていかないといけないのかなと思います。

皆さんのところであるかどうか分からないのですが、最近ですと、コロナ禍もあって動画配信、動画研修が非常に有効なものになってきています。私どもも動画研修を導入していますが、一番難しいところは浸透度です。私どもが取引しているメーカーも、非常に浸透度に対して難しさを感じているということを行っています。

私どもは、浸透度を測るために、動画研修が終わった後にテストをやって、そのテストが何点ということ把握した上で、必要であれば上司がサポートし、理解を上げていくという形をとっています。

先ほどもお話がありましたけれども、どうしても会社とはまた別の組織での考え

方があると思います。営利目的とかそういったものではございませんので、リンクを貼るですとか、理解度を上げるというのは難しいのかもしれないですけども、そういったこともできるのではないかなと思います。まず、それが企業側からの感想かなと思います。

あと、もう一つ、私は中学3年生と1年生の子供がいます。今日に当たって、事前に話をしました。実際に裁判员裁判という制度を知っているか質問したら、二人ともがこぞって小学校5年か6年で言葉は勉強したけど内容はよく分からないとのことでした。学校では言葉を教えてくれるけれども中身を教えてくれないというところでしょうか。

最近の子は、なぜここに至ったかという経緯や背景が分かると非常にのみ込みが早いけれど、言葉だけ教えているとよく分かってくれないのではないかなと思います。親である私もその辺りについては責任を感じるかなと思います。やはり日々のニュース等を見る中で、裁判员裁判が取り上げられた際は教えてあげる必要があるのかなと思います。

F 委員

私どもの会社はテレビ局でして、映像を撮って皆様にお伝えしていかないといけません。考えてみますと、ニュースで裁判员裁判を取り上げることは、最近ほとんどしていないというのが実感ですが、裁判员裁判への関心が低くなっているという現状をとらえて、取材する機会があったときには、映像として撮れる場所を多く提供していただいたりだとか、顔が見える取材に御協力いただければ、映像として訴えかけていくということができてくるかなと思っております。

私たちは、岡山県や岡山市などの自治体の番組も制作していますが、岡山地方裁判所の番組となれば、例えば、皆さんがどんな仕事をしているだとか、どういうふうに裁判员裁判を運用しているんだというようなところの苦労だとか汗などが見えるような番組ができたりすると、もっと身近で地域に訴えかけられるような映像が

届けられるんじゃないかなと考えています。

先ほどもありました裁判員裁判を経験された方の意見交換会とかにカメラを入れていただいたら、どんな声が聞こえるのかなというのが非常に興味がありました。

実際に、私が高松に勤務している3年間で裁判員裁判が始まりましたが、非常にPRに力を入れてくださった裁判官もいらっしゃいました。無理だろうなと思いつつながら高松地方裁判所の空き法廷から生中継させてもらえませんかというお願いをしたところ、実は叶ってしまいました。これは全国で初めてのことです。そして、その日中、模擬裁判に参加させていただき、模擬裁判の経験をまとめたVTRと、私が法廷で体験したことを生中継でレポートさせていただきました。

その際は、柔軟に対応していただきましたが、今後もPRのために多少の御無理は聞いていただけたらうれしいなと思っています。

今、私たちが日々のニュースの中で取り上げていくものはそのまま動画配信になっている時代です。もちろん、御了解がとれないと流せないのですが、夕方のニュースで放送したものがそのまま切り取られてネット配信されています。なので、そういったツールに私たちも対応していかないといけないのですが、ヤフーニュースに載ったりすると、やはり若い人に触れるチャンスもあります。特に、去年などは、例えば岡山の刑務所内を撮影させてもらった動画、番組もありましたが、やはり、普段は見られない場所というのは非常に興味もあって視聴率もよかったです。だから、そういったところを可能な範囲で取材させていただいて、映像の力で若い人を取り込むという方法もあると思います。

G委員

私は、大学教員として18、19歳ぐらいの方と話す機会がほかの委員よりも相対的に多いかと思います。

また、これまでの委員の御発言だとどうやって配信するかというところに重点が置かれていたかと思いますが、私は何を発信すべきかというところに特に着目して

意見を述べさせていただければと考えております。

ただ、私の意見というのはあくまで勤務先の学生というかなり対象が限定された集団であり、なおかつ、辞退の選択肢があるというかなり特殊な属性の集団と接した上での印象にすぎませんので、その点についてはあらかじめ御了承いただければと思います。

私が授業等で学生の反応を伺った、あるいは学生と直接しゃべった限りですと、裁判員制度の認知度、あるいは制度の関心というのはかなり高いのかなというふうに考えております。最もそこでいう関心というのも、どちらかと言えば、もし選ばれてしまったらどうしようというような、言ってみればネガティブな意味での関心というのがちらほらみられるかなと。むしろ、そういうネガティブな関心を持っている学生というのが多いのかなというのが率直な感想です。

私個人としましては、こうした不安というのは大きく3つの原因があるのかなとっております。よく言われることではあるのですが、1つが、仮に選ばれた場合、具体的にどのぐらい時間的に拘束されて日常生活に支障が生じるのかというところがいまいち分からないということです。

2つ目は、殺人とか放火等、いわゆる凶悪事件と言われるような事件が対象となる中、ちゃんと自分が冷静な判断ができるのか不安であるということです。

そして、3つ目が、仮にショッキングな写真ですとか生々しい事実関係を目の当たりにした場合、自分が精神的に耐えられるのだろうかというところがやはり不安に思っているのかなと思います。

この3つが、差し当たり不安の要因として学生は考えているのかなと考えています。

このうち、ちゃんと自分が判断できるかどうかというところは、正直、裁判所側から働きかけがない部分と思うのですが、それ以外の点、選任後の具体的なスケジュールですとか精神的なサポート、配慮の点というのは、より一層裁判所の側から周知をしていく必要があるのかなと思います。

具体的に御説明にもありましたけれども、どのぐらい時間的に拘束されるのかですとか、あるいはどういう場合に辞退できるのか、あるいは、アフターケアとしてどのようなものが用意されているのかという点は、もう少し周知が図られるべきなのかなと思っております。

また、最後に、これは18歳、19歳の方に限らずなのですけれども、裁判員制度というその制度の目的そのものがどこまで国民に伝わっているのかなというところは、私個人としては疑問に持っております。社会に貢献したいとか、そのような関心の高い方ならともかく、そのような関心がそこまで高くない、あるいは関心がない方からすれば、いきなり裁判員をやってくださいと言われても、正直なところ、青天のへきれきでしかないと思います。なぜわざわざ日常生活の忙しい合間を縫って裁判員裁判に参加しなければならないのかというその制度の目的がもう少し周知されてしかるべきなのかなというふうに考えております。

H委員

私からは職域のことについて話をさせていただきます。先ほどE委員がおっしゃったように、裁判員裁判に参加するための有給の特別休暇は、一般に公開されている厚生労働省等の就業規則のひな形の中にも入ってきているので普及はしているのだらうと思います。しかし、企業というのは、大きなところもあれば、小さなところもありますが、実は小さなところになりますと、従業員一人二人に代表者一人みたいなところもあります。就業規則が厳格に守られているか、あるいは健康診断がちゃんと実施されているかどうかというのも怪しいところの状況もあります。ですから、なかなか就業規則でこの裁判員裁判のことが担保されているかというのは難しいと思います。

それで、逆に、労働者の人から裁判員になったときにはぜひ参加していきたいんだという、そういう思いを経営者に伝えるような仕組みがないとなかなか難しいのかなと思ってます。従業員の代替が利かない会社も多いと思いますね。ですから、

そういう意味では、仕事を理由に辞退をされる方が多いんじゃないかと思います。

それと、私の職場も特別休暇で裁判員に参加することはできるのですが、若い人たちを中心に「どうする。」というふうに聞いたところ、男性はほぼ「参加しますよ。」ということ言ってくれるのですが、女性の場合、「えっ。」というのが第一声なんですよね。やはり裁判員裁判の状況が分からないので、実際に殺人事件などの現場の写真とかを見ることに少し抵抗を覚えていらっしゃるようなところがあります。

ところが、事前にいただいた資料の中に参加された95%の人たちが大変意義があったというふうに回答されているものですから、そのことを伝えると、すぐに「ああ、そうですか。じゃあ、参加してみたい。」という、そういう意思を表明しております。

若い人たちへどう伝えるかということについて、1990年の頃から2010年代の初頭に生まれた世代の人たち、Z世代というふうに呼ぶんだそうですが、そのZ世代の人たちは、幾つかの特徴があるそうです。まず、かなり情報量を持っている。それはなぜかというと、我々は信じられませんがドラマや映画を倍速で見るとは、そんなことでもものすごく短縮しながらいろいろな情報を得る。皆さん、物を調べる時にはグーグルとかヤフーで調べるんだらうと思うのですが、若い人たちはグーグルやヤフーではなくてツイッターやインスタで調べるんです。動画のほうから入ってくるというのが今の若い人たちの特徴らしいですね。

それから、SDGsや社会問題に対してすごい関心を持っているということなのですが、これは自分自身と社会との関わりがとても大切ということでもあります。そして、一番大きなことなのですが、お金とか物とかよりも意味が大事だというのがこの世代の特徴らしく、実体験をものすごく希望しているそうです。

そこで、裁判員裁判のPRの動画がどういうものかと調べてみますと、何と1時間弱動画がありました。何と予告編で3分ありました。

参加者、実際に裁判員裁判に参加した若者の目線ですっと内容を追いかけていて、そこで体験をすることが大事だと思います。そうすると、若い人たちには浸透していく。動画を短く作っていくということが大事なんだろうと思います。

I 委員

私は、検察官として24年間になりますが、平成21年に裁判員裁判が始まった当初、私も現場にいまして、裁判員裁判に向けたいろいろな取組をやっておりました。裁判員裁判が始まったらどういうふうに事実認定が変わっていくのだろうとか、すごく不安だらけでした。北海道にいたときに裁判員裁判の事件を担当することがスタートでした。

その後、検察官として現場で10年間ぐらいやりましたけれども、今では検察官には、裁判員裁判というものが浸透しております。ただし、ずっと刑事裁判に携わって、ようやくそれが普通になってきているということなので、これが国民の皆さんに普通に浸透していくには、かなりの時間がかかっていくのだろうなと思いました。

先ほど来、学校での教育ですとか、裁判所の取組として保護者にパンフレットを配布することを考えているのだったかと思いますがけれども、そういう広報活動をしているというのは非常に大切なことだと思います。まず、学校教育だけではなくて家庭の中で裁判員裁判というものを身近に接していくという取っかかりというのを少しずつやっていく必要があるのだろうなと思いました。

例えば、小学校のお子さんを持たれている御家庭の中でも、話題にしていけば自然と浸透していくのかなと思います。情報が今たくさんあふれていますので、その中で自らアクセスしていろいろ知っていくということで浸透していくのではなかろうかなと感じました。感想めいたところでございます。

あと、裁判員裁判へ積極参加するための方策について気付いた点ですが、先ほど来、若干、刺激的な証拠が話題に出ました。刺激的証拠の取扱いについては、岡山

地裁におかれましては法曹三者間できちんと議論が行われて適切な取組、工夫がなされているものと承知しております。

他方で、代替立証を推し進める余りに、例えば生の証拠に接する機会が制限されることによって被害者や御遺族が直接認識、体験した事実と実際に法廷に現れる証拠との間に若干の乖離が生じて、それが事実認定や、あるいは特に量刑判断に何らかの影響があるのではないかという懸念もございます。これまでと同様に、これについては十分に法曹三者間で議論していただいて、裁判員の方の精神的負担の軽減の取組を進めていっていただければなと感じました。

J 委員

私は、どちらかというところ刑事分野に特化した活動を弁護士会でしてきたほか、刑事弁護人としての経験や委員会活動でも日弁連の意見なども聞いていますので、そういった側面から少し発言をしたいと思います。

裁判員の経験をされた方からは、先ほどの資料でも非常によいと感じた、やってよかったと思っているという回答が非常に多いですね。このことは、国民に対して裁判員制度の協力を求めるという意味では非常に有利な現象だと思います。

一方で、裁判員の方が負担に感じる点として守秘義務の問題があらうかと思えます。裁判員の方には守秘義務が課されます。事件の内容をいろいろなところで気軽にお話しできるという立場にはないわけですね。必然的に、裁判員としての経験をほかのやっていない方々に対してしゃべるわけにはいかないという意味もあって、自分の中ではやってよかったと思っているのに、その経験をほかの国民と共有できないというジレンマに陥っているのだと思うのですね。

ただ、守秘義務というのは、あくまで秘密を守る義務だと思いますから、公開の法廷で話に出ている事件の概要であるとか、争点がどこかであるとか、そういったことは守秘義務の範囲外だと思われれます。だから、裁判員の評議室の中での議論そのものを話してはいけないというのはもう自明のことだと思いますけれども、公開

法廷で話が出ている事件のあらすじ、新聞報道で見るレベルの事件の内容については話をしてもいいという判断になるんじゃないかなと思っています。

先ほどの説明や市民団体などの意見書も踏まえて、裁判所からすれば、なるべく守秘義務違反は起こしてほしくないと思うのが当然ですから、厳し目に裁判員の方に説明をされるのは当然だろうと思うのですが、そういったことが、いい経験だと感じていらっしゃる好意的な裁判員経験者の方の動機を若干そぐような形になってはいまいかということが一つ懸念として思いました。

次に、審理の長期化という面もあろうかと思えます。裁判所に非常に長い期間行かなければならないとなれば非常に気が重くなるのかもしれませんが。

だからといって審理を短くすればいいのかといえますと、刑事弁護人の立場から言わせてもらおうと、やはり刑事裁判の目的というのは真実発見、人権保護という大きな目的のために裁判員制度という制度が採用されているということを考えますと、いたずらに審理を短くすればいいという結論にはやはり賛同しかねます。

裁判員の負担を軽くという話もあるんですけども、やはり裁判員制度という制度の重要性から言って、なかなか裁判員の負担軽減ばかりを声高にというわけにはいかないのではないかなと思っています。

じゃあ、どうすればいいのかと、これは日々考えていまして、結論はまだ出ていませんが、裁判員をやってよかったと思われている経験者の方がどういうお話をされているのかというのは、私はつぶさに存じ上げませんが、証拠から事実認定、それを徹底的に裁判官も含めて議論して結論を出すという、その過程に日々の社会生活においても役に立つようなスキルというのが見い出せるのかなという気がします。

若年層に対するアピールという話があったのですが、裁判員をやって何か身につくスキルといますか、そういうモチベーションをアピールするというのも一つの視点ではないかなと思いました。それは、むしろ若年層に対して社会経験といってもいいですけど、単なる社会経験というよりは役に立つ、自分に身につく学

習的な経験だという意味合いの持たせ方もできないかなと思いました。

最後に、これは岡山地裁レベルの話ではないですけれども、私が昔から裁判員制度を見て問題だなと感じていることについて若干コメントします。一つは、裁判員になることによって報復を恐れるという話がありました。今の制度上でも、例えば暴力団員の事件とか、危険な事件については裁判員制度の対象から外すような措置がとられることがあります。基本的には、殺人などの裁判員裁判対象事件になれば、原則としては裁判員制度に流れていくわけですが、この点については、以前から弁護士会の意見もあるんですけど、もう少し緩やかなといいますか、例外を広く、例えば暴力団員そのものではないけれども暴力団関係者の事件も対象から外すとか、そういった柔軟性はあってもいいのかなというのは常々感じています。

もう一つ、量刑判断を裁判員がしているということですね。これは、先ほどの説明になかったですけれども、欧米の陪審制のうち、アメリカは、事実認定のみ陪審で審理するという話もあります。裁判員の方が量刑判断することについては、どこまでイメージが湧くのかなというのは常々疑問には思っています。量刑判断をするということは、被告人の更生であるとか、社会的な秩序維持であるとか、いろいろ複雑なことが絡むと思うんですね。

事実認定というのは比較的社会経験に基づく判断という形で裁判員の方の御経験を満たすという側面が強いのかなと思っていまして、量刑判断を裁判員がやるというのが負担になっていなければいいかなというのは常々感じているところです。

K委員

私、新聞社に勤めてまいりまして、30年は経っていないのですけれども、それぐらいの社歴になります。

若年層向けの広報活動については、新聞社でも紙の新聞離れということで、子供向けには2001年から「子ども新聞」という紙面において、子供記者に委嘱して好きな人に取材をしてもらい記事にしています。非常にうらやましいことに、芸

能人を取材した子もいます。あと、ツイッターでおもしろい話題を発信していますし、裁判所と一緒に小・中・高向けに出前授業をやっており、最盛期は年間に二百数十回やっていたりもしておりました。現在のところ、出前授業はちょっとできない状況です。

その経験を踏まえて申しますと、実はD委員がおっしゃったような制度導入当初の関心が高いというのは、どの制度でもそうです。例えば18歳選挙のときもすごく、選挙管理委員会が出前授業をしたり、各学校で模擬投票したり、うちの新聞でも18歳の選挙権という記事を作って出したりしていました。現在、新聞を見ていただくと18歳選挙権ってほとんどなくて、選挙が終わった後に10代の投票率が低いとしか載っていないような状況になっています。

裁判員制度というのは非常に重要なのですが、どうしても関心が薄れてくるというのが実情なので、そこでどうやって関心を高めていくかというところがポイントになってくると思います。

若年層に対する教育の面で言いますと、私は今すごいチャンスじゃないかなと思っています。4月から18歳成人になりまして、刑事事件におきまして、少年法の改正とか、私どもの新聞社でも非常にナーバスになっています。若年層にとって法律的な部門において関心が高くて、恐らく大学でもそうでしょうが、小・中・高でもいかに教育するかというところのニーズが今非常に高いと思います。

先ほどG委員がおっしゃったように、若年層の教育については、制度の意義とか、この裁判員裁判に参加することによりどういうものが得られるかというところは非常に興味があるところだと思いますので、積極的に訴えていければ今はチャンスなんじゃないかなと個人的には思っております。

L委員

私は、ボランティアとしての立場でお話をさせていただきたいと思います。

私は、犯罪被害者の担当の保護司として保護観察所に週に数回かですけど行かせ

ていただいております。そして、保護観察官が大学に行かれて授業をされていたりするため、そういったところでの周知方法はあるのではないかなとは思っています。

また、被害者支援の関係でビスコというところと一緒に勉強会に行っているのですが、そこで県内の大学の人たちが犯罪被害者支援のサークルをつくって活動をしていらっしゃいます。そのとき私も一緒に勉強させていただいて、裁判所の中の法廷に入らせていただいて法衣を着せていただいたりとか、裁判員裁判の傍聴をさせていただきました。若い世代の人たちにそういったところを見ていただくというのはすごくいいことではないかなと思っています。

あとは、私は、ボランティアの経験の中で聞かせていただいたお話を、幼・小・中・高・大の先生方もいらっしゃる地域の活動の中で周知しております。なので、さっきの小学生とか中学生に向けてのチラシをいただければ、そういったところで周知することもできます。最終的に、子供たちが裁判員裁判というものにどれだけ興味を持つかという取っかかりというのは大変必要なことだと思うので、家族に対しても、PTAに対しても、地域のボランティアとして周知できるのではないかなと思っています。

M委員

行政としての立場で、イベントであるとか県の施策、それから方向性を決めるときの基礎資料とする様々なアンケートをとらせていただいております。そのアンケートについてお話をさせていただきたいと思います。

資料の中で裁判員を経験した経験者のアンケートを拝見し、よい経験だったというところが非常に高い数値が出ていてうらやましいなというのを半分思ったんですが、ここをアピールしないのがすごくもったいないというのを感じました。

「よい経験だった。」というのは、きれいにまとまり過ぎた言葉のような気がします。一般に、「大丈夫ですか。」と声をかけたときに、大丈夫じゃない人でも「大丈夫です。」って答えてしまう、そんなことをちょっと想像してしまいました。

詳細なアンケートの項目については、確認せずに勝手な意見を申し上げるのですが、アンケートの中で、どんなところがプラスなのかという点や、反対にどんなところが負担になったがそれに対してどのような具体的なサポートを受けたという点をイメージができるような形でアンケートをとる。そして、先ほども若者は特にとというお話がありましたけれども、社会に対して貢献したいとか、役立つ人間になりたい、自分の立つ位置を確認したいという思いが強いところもあると思いますので、アンケートをとるときに、アンケートの項目とか内容を考えて、その具体的なイメージが分かるような形で発信できたら、アンケートの結果がもっと伝わりやすいかなと思いました。

委員長

ありがとうございます。

このような委員会というのは、何か結論を得ることを目的にしているわけではなくいんですよね。意見交換でどういう問題があって、どのような感想を得たかを広く裁判所の構成員以外の人からも集めるということだと思いますので、まとめる必要もないと思うのですが、それぞれの委員からそれぞれの職域とか立場で、これらの意見を伺いたい事項について様々な御指摘をしていただいたところです。

幾つか共通するというか、私の個人的な感想ですけれども、心に残ったことは、やはり少子高齢化で若年層にいかにかこの制度を支えてもらうか、そのための関心をいかに喚起していくかということで、その具体的な方法論として従来やってきた出前講義ですとか、模擬法廷ですとか、様々な啓発活動があり、それはもう皆さん、前提だし、今日の最初のプレゼンでもその状況については説明していただきました。

しかし、それを具体的に更にどうするかということで、やはりウェブとか動画という私の全く苦手な話が多く出てきたのですが、そこを改善しなくてはいけないということが共通認識としてあったらいいと思います。

その中で、あとは各論的に、具体的に制度は知っているけれども、なぜ参加した

いと思う人が少ないのかという話何人かの意見から出てきて、委員の方から御指摘がありました。やはり、背景とか当該制度の目的とかをもっと掘り起こして伝える努力をすべきであろうということが心に残りました。

その中で、刑事弁護専門の方からは、いわゆるアメリカの州法において、陪審は量刑を決めない、有罪無罪だけを決定する、ということまで遡って説明できればもっといいのかなというのは、日頃から私も感じていることです。制度を単に知らせるというのだけれども、それは今日、手続上の流れとかいろいろなことを説明していただいたけど、その前提となっていることまで周知したらより根づいていくのではないかという指摘だと思います。そのことは、非常に説得力を感じました。

また、実際、経験した人は満足度が高いということだけれども、その満足度の高さについてもっと踏み込んだ表現の仕方はないかという指摘が最後のM委員からありました。これはそのとおりだと思います。ですから、その辺を今後反映していただければいいのかなと思います。

それぞれの職域の方はそれぞれの立場で若年層にいかにつなぐかということについて貴重な御指摘を伺ったものと認識いたします。

今日の意見交換を踏まえて、今後の制度の周知及びより多くの方が裁判員裁判に参加したいというふうな動機付けができればもっといいのかなというような感想を持ちました。

(別紙第3)

【次回のテーマに関する意見交換】

委員長

次回のテーマですけれども、委員の方で何か取り上げていただきたい御意見がありますでしょうか。裁判所からは、令和4年10月で調停制度発足100周年を迎えることを踏まえて、次回テーマについては、民事調停について取り上げてはどうかという意見が出ていると聞いております。委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、次回のテーマは、民事調停について取り上げることにいたします。